

# 第4回座間味村議会臨時会

## 第1日目

10月11日

## 令和3年第4回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 0 月 1 1 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和3年10月11日 午前9時00分 議長宣言		
	閉 会	令和3年10月11日 午前9時39分 議長宣言		
出 席 議 員  (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番			
	5 番	中 村 勇		
	6 番	宮 平 清 志		
欠 席 議 員  (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	3 番	垣 花 太 郎		
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 勇	6 番	宮 平 清 志
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲		
	副 村 長	宮 平 真由美		
	総 務 課 長 兼 住 民 課 長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	宮 平 明		
	船 舶 ・ 観 光 課 長	松 田 力		
	会 計 課 長	石 川 聖 子		

## 令和3年第4回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和3年10月11日午前9時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第61号～議案第66号まで）
4	議案第61号	令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について
5	議案第62号	令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
6	議案第63号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
7	議案第64号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
8	議案第65号	財産処分について
9	議案第66号	訴えの提起
10	発議第6号	離島振興法の改正・延長を求める意見書

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和3年第4回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前9時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村 勇議員及び6番 宮平清志議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3．議案第61号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）から議案第66号 訴えの提起（阿佐線道路用地登記）についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。台風が接近中の中、今日は議会を開催させていただいていること大変申し訳なく思っておりますが、今日一日よろしくお願いいたします。

それでは議案の説明をさせていただきます。

議案第61号

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年10月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

令和3年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,000千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,930,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年10月11日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		147,185	4,784	151,969
	2 国庫補助金	112,500	4,784	117,284
16 繰入金		140,781	11,216	151,997
	2 基金繰入金	118,300	11,216	129,516
歳入合計		1,914,900	16,000	1,930,900

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		426,045	2,000	428,045
	1 総務管理費	386,210	2,000	388,210
7 商工費		151,892	14,000	165,892
	1 商工費	151,892	14,000	165,892
歳出合計		1,914,900	16,000	1,930,900

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
座間味村リサイクルセンター整備事業	令和3年度	320,000	令和3年度	372,000
	～ 令和4年度		～ 令和4年度	

議案第62号

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和3年10月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,920千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ743,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月11日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		34,000	3,400	37,400
	1 財産売却収入	34,000	3,400	37,400
5 基金繰入金		9,700	26,520	36,220
	1 基金繰入金	9,700	26,520	36,220
歳入合計		713,753	29,920	743,673

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 諸支出金		0	29,920	29,920
	2 国県支出金等返還金	0	29,920	29,920
歳出合計		713,753	29,920	743,673

議案第63号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条第1項の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散する事について、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年10月11日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

これが本議案を提出する理由である。

#### 議案第64号

##### 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙の通り財産処分する事について、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年10月11日提出

座間味村長 宮里 哲

#### 提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

これが本議案を提出する理由である。

#### 別紙

沖縄県市町村総合事務組合に帰属せしめる財産は下記のとおりとする。

##### 1. 帰属せしめる財産

令和3年度決算（令和4年3月31日現在）における「災害見舞金積立金」決算年度末現在高の合計額

参考：（令和2年度決算額）：115,933,494円

##### 財産に関する調書

災害見舞金積立額

令和3年3月31日現在

区分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高	備考
普通預金	6,933,494円	△1,000,000円	5,933,494円	口座番号 No.833-483
定期預金	110,000,000円	0円	110,000,000円	口座番号 No.3-000-855-629
合計	116,933,494円	△1,000,000円	115,933,494円	

## 議案第65号

### 財産処分について

次の通り財産を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び座間味村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

- 1 処分する財産 旅客船「クイーンざまみ3」
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約金額 37,400,000円（税込）
- 4 契約の相手方 株式会社 ノーザンライト  
代表取締役 阿部 智

令和3年10月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

### 提案理由

新造船の建造に伴い、村が所有する船舶「クイーンざまみ3」を売却処分しようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号及び座間味村議会の議決に付すべき契約財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

これが本議案を提案する理由である。

## 議案第66号

### 訴えの提起

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12の規定により、村道座間味阿佐線における土地所有移転に係る真正な登記名義人の回復のため訴えを提起するため、議会の議決を求める。

令和3年10月11日提出  
座間味村長 宮 里 哲

- 1 訴えの相手方  
東京都港区六本木5丁目5番1号  
株式会社 サム・エンタープライズ 代表清算人 森田 正敏

- 2 事件名  
所有権移転登記手続請求事件

- 3 訴えの趣旨  
平成24年度～平成28年度を事業期間とした村道座間味阿佐線道路改良工事を実施する中で当該用地の購入が必要となった。

平成28年10月17日に売買契約を行い平成28年10月19日に売買代金の支払いを行った。

登記名義を座間味村に変更するため、弁護士を代理人とし名義変更に必要な書類の提出を再三にわたり求めたが未だ提出されていない状況である。今後も、提出する見込みがないため裁判により移転登記請求を求める。

4 事件に係る取扱

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する

5 管轄裁判所

那覇地方裁判所

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第61号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今、議案説明がありました。一番最後の8ページ、一般管理費の弁護士報酬料、それから外部監査委託料は説明を聞いて分かりました。私は、次の商工総務費の1,400万円、飲食店以外に支援を行いたいという説明でしたが、どのような経路でどのような形で、対象者がどういう形のものを使って支援をしていくのか、そこを教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

令和2年度にも実施させていただきました事業継続支援金ということで、事業者の方、先ほど村長からも説明がありましたように、飲食店を除く全ての事業所に一律10万円を給付しようかと考えております。その他交付条件としまして、滞納とかそういった条件は付することとしていますが、基本的には全ての事業所に支援できたらと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは事業者ということで、一般個人にはそれは該当しない、あるいは支援は差し伸べないという形を取っていますか、その辺をちょっと。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

すみません、喜文議員がおっしゃっている一般個人というのが分からないんですが、基本的には事業所の定義としましては、やはり確定申告とかされて、事業所と分かるものが対象となっておりますので、その個人、事業主であっても確定申告をされていなかったら交付の対象の事業所としては該当にならないと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私が言っているのは、もちろん各皆さん、飲食店以外にももちろんいろんな仕事をしているから、今、松田課長がおっしゃっているのは分かりますけれども、例えばの話、失対作業をしている人たちとか、個人的に、要するに事業所を持たないで生活をしている人たちにもそれが該当するのかなということを知っているわけです。その辺を。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

すみません、私のところで今考えているのは事業所向けの支援金ですので、衆議院選挙等が終わりまして、またそういった補正予算が出るというお話もちらほらありますので、またその辺は住民対象向けにやるようなものは主管課が違うものですから、その辺は庁内で検討して住民課長を中心に行っていくのかなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。これもですね、確かに住民からも自分たちにはないのかなということの後々、今でもそうなんですけれども、出てきていますので、事業者対象ももちろん大いに結構ですけれども、その辺も含めて少し検討していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第61号 令和3年度座間味村一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第62号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

6, 7ページ。歳入で当然、物品売却収入3, 740万円、補正として3, 400万円上がっていたわけですから、3, 400万円ぐらい要するに収入としては、歳入として多くなるわけですけれども、その後またその下の歳出で2, 992万円、償還及び返還金が生じるということで、それからすると何のあれもない

という形ですけれども、これはまた次のあれでも出てくるんですけれども、私は以前にも、極端な話なんですけれども、渡嘉敷村が8億円の船で1億6,000万円、うちが10億円の船で3,740万円と、確かにコロナの時期、タイミング、いろんなことがあったと思うんですけれども、売れてこういうふうにして予算上、上がってきていることに対してこれからこれをひっくり返すわけにはいかないんですけれども、その経緯として、もう本当にこれが目いっぱいなことだったのかなというようなことをお聞きしたいんですけれども、もちろんこれは次のあれでも出てきはするんですけれども、その際にも少し、相手方あるいは業者等のことも含めて話は聞こうとは思っているんですけれども、やはりそれはそれが精いっぱいだったのかなというふうに思うんですね。というのは同じことを何回も言うんですけれども、渡嘉敷村が第一交通に1億6,000万円ぐらい、うちが3,740万円というような非常に自分たちの船としてこれだけしか価値がなかったのかなというのが非常に残念に思うものですから、その辺の経緯等を含めてちょっとお話できればと思いますけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まず、基本的にほかの離島の事業者の買船につきましてはいろいろな金額が様々あると思います。当然そういった経緯、高速船がその値段であったとしても、フェリーでもまた何億円という、最低価格よりかなり上回った金額等ありますので、一概にはこの船の価値がどうこうというのは、これは私たちが決めるわけではなく、私たちはしっかりと鑑定に入れて、この鑑定額を最低価格として設定させてもらっていますので、これが安いかどうかというのは、あとは事業所、入札に参加する方たちの価値だと思っていますので、この価格が駄目というふうには一概には言えないと思います。またそういった一括交付金で、平成24年度に購入させていただいて、10年間、その間、1年間毎年毎年リース料を払っていましたので、やはりそういった面でも節約はできていますし、国庫金返還になったとしてもその当時の4,000万円強で購入したんですが、今回はしっかり財産処分等の価格の中からの8割の返還となっていますので、私たち村としては、当然高く売れば売れるほどいいとは思いますが、やはりしっかりと一括交付金を活用して、購入してリース代の節減、また新しく購入するためにきれいに買船できたというのは、今のところスムーズに事業が行えているのかなと思っています。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私が言っているのはもちろん、確かにこの1か月、いろんな事件がありましたけれども、やはり少しでも高く売れば、補填できる分、いろんなことが考えられるというような視点から申し上げているわけですが、今話を聞くとある程度、100%ではないんですが、ある程度分かりますけれども、もう少し高く売れなかったかなというのがただ残念な思いということです。これも、また次にも出てきますけれども、その際にも少し触れたいと思います。分かりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第62号 令和3年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第63号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。  
これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第63号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第64号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第64号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関

する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第65号 財産処分（高速船）についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

先ほど補正の段でも少し触れましたけれども、このクイーンが3,740万円（税込）、契約の相手方、株式会社ノーザンライトという形なんですけれども、一般競争入札による契約ということで、これは入札者は、参加者は何社あったんですか。まずそこから教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

入札者は1社となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、この今の契約の相手方の1社のみという形ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

はい、そのとおりです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

あまりにも不思議なのが、3,740万円と我々がせんだって9月定例議会で補正で上げた3,400万円と、3,400万円ぐらいの差しかないものですから、これは本当に何か、もしかして分かっていたんじゃないかなと思うような気もしないでもないんですけれども、やはりそれは今言うように1社しかないということでどうしてもそういう形で財産処分に至るというような経緯になったのか。あるいはほかに本当に一般競争入札者のバイヤー、あるいは業者を募る期間というのが非常に短かったのか。それともその期間を長いことやったけど結局1社しかなかったのか。その辺の話をもう少し具体的に聞かせてもらえますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（松田 力）

まず予算のことなんですが、基本的に、初め3,400万円で、予算の根拠ですが、これは業者等、そのバイヤーさんから見積もりを取った中で3,400万円という数字が出ましたので、当初は3,400万円で設定してもらいました。がしかしながら、業者のしている価値というのは、また一概にもその価値が妥当かどうかというのは分かりませんでしたので、その後に前回の補正予算でも出させていただいて、鑑定を入れて3,740万円という金額が出ております。その中で、告示の中で最低価格を設定しているのが3,740万円ですので、当然1社しか入札に来ておりませんので、その業者がその金額を知っていたわけではなく、3,740万円という最低価格を設定しているから、当然1社でしたら最低価格で入札に応じると思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

残念であるんですけども、たびたび申し上げているように、もう少し高く売ればよかったな。個人的に買って、船を管理する場所があれば、個人的にも買ってよかったんじゃないかなと私自身は思うぐらいであるんですけども、それはそういうわけにはいかないんですけども、今後、これがどういうふうな形で皆さん、我々よく議会もここ1か月間しょっちゅうやられていますので、これがどういうふうな形で反映されるかちょっと気にはなりますけれども、今の説明を聞くと大体は分かりましたけれども、ただ、欲も言うともう少し高く売ればよかったなというのが私の切実たる思いであります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 財産処分についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第65号 財産処分については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第66号 訴えの提起（阿佐線道路用地登記）についてを議題とします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは結構前の話なんですけれども、今、議案の説明では、要はこの道路は村が買っていると、お金も払ったと。ところが相手方から名義変更の書類が来ないと。それを訴えようとしているわけですね。それに際してなかなか脈が取れないと、書類も来ないということで弁護士を立ててやろうとしているわけなんですけれども、これは見通しとして本当にどんなものですか。まずその辺の現状を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

お答えいたします。本箇所ですね、平成24年から28年までの事業の間に、この土地の部分だけ、今、訴えのあるサム・エンタープライズ、その会社自体が当初から行方が分からない会社でした。この場所自体が阿佐線を改良する上でとても線形が悪い場所でどうしても道を通さないと阿佐線の道路が完了しない箇所でありますので、大変重要な路線ということで、地権者が見つからないと当然道路の工事ができませんので、平成28年5月に弁護士を立てて、その地権者をまず探して契約しようということで、28年から探し始めています、28年で完了しますから。28年の契約に至った10月ぐらいですね、弁護士のほうから管財人を立てて契約できることが可能だと、そういう趣旨で話がありましてそこで契約を行い、村といたしましては早めに道路を開通したいということで、当然お金を支払った時点で所有権は村に移転しますので、平成

28年に契約してお金も支払ったと。その時点で工事もできます。名義も本来ならば村に移転すべきなんですが、その会社自体がその後、名義変更に必要な書類の提出がなかったと。そこから再三にわたり、今回、今年まで再三にわたり請求しておりますが、出してくる様子がないということで、もう早めに、もう契約して5年たちますので、契約してお金の支払いをしてからですね。早めに名義変更をしておかないと後々おかしなことになると困るので、早めに変更したいということで弁護士の先生と相談した結果、今ならば、当然契約をしてお金の支払いもしていますので、裁判を起こせば名義変更が確実にできるということを受けて、今回裁判することにいたしました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の説明を聞くと、もう既に5年を経過していると……。もう少して5年。これは仮にずっと延ばした状態で名義変更していなかったとする、あるいはできなかったとする、この期間というのは、私も法的なものでは調べていないんですけども、もう名義変更できませんよとか、そういう形には陥らないんですか。その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平 明産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮平 明）

この件ですが、弁護士とも相談しております。ただ、お金を支払って契約書もあります。その時点で本来ならば所有権というのは村に移転しています、法的にはですね。ただ名義変更に必要な手続がなく登記ができない状況でありますから、永久的に村の所有物ではあるんですが、当然時間がたっていくと皆さん忘れていきます。今、いろんな土地がそういうふうに忘れ去られている土地もありますので、私たちが分かるうちに早めに名義変更の手続を行って村の名義にしたい。そういうことであります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

言っていることはよく分かりますけれども、今、課長が言うようになって村で売ったけど名義変更しなくて、また追いしているというような話もあちこちでよく聞こえます。あるいは村はもらったけど名義変更していないから、また地主コンマガヌチャーが、また自分の土地だと言ったり、いろんな問題がここ何年か起こってきています。そこでこの土地が、要は皆さんもいつまでもいるわけじゃないですから、あるいは担当課長も変わったり、担当者も変わったりしているうちに、この土地がまた、要はこういうあくどい人たちですから、自分たちは売っていない、名義変更していない、自分たちの土地だよということで、また追いするというような可能性もないとは限らないですから、この辺はですね、今分かっているうちに強硬に出て早めにやらないと後々、何回も言いますが、皆さんもずっといつまでもいるわけじゃないですから、その辺はとりあえずこれに対して駄目だと言っているわけじゃないですから、もちろんやるべきことですから早めにやってほしいですけども、速やかに、強硬にやってほしいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号 訴えの提起(阿佐線道路用地登記)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第66号 訴えの提起(阿佐線道路用地登記)については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 発議第6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書についてを議題とします。

発議第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号は、提案理由を省略することに決定しました。

これから発議第6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号 離島振興法の改正・延長を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第6号

令和3年10月11日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会

議員 宮平清志

賛成者 座間味村議会

議員 宮平喜文

離島振興法の改正・延長を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

## 離島振興法の改正・延長を求める意見書

離島においては、昭和28年に離島振興法が制定されて以来、離島振興政策が推進され、生活条件の改善、産業基盤の整備等を中心とする社会資本の形成が大きく進展した。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全とあわせて、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている。

しかしながら、離島においては、厳しい自然的・社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。また、人口減少や高齢化が進展するとともに、基幹産業である一次産業の停滞など、離島をめぐる状況は依然として厳しく、一層強力に離島振興政策を推進していく必要がある。

よって、国においては、現行の離島振興法が令和4年度末をもって失効することから、抜本改正の上、恒久法化も視野に入れて延長されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月11日

座間味村議会議長 中村 秀克

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前9時39分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志